

2022年2月22日

お客さま各位



残高1万円未満の預金口座解約（窓口扱い）における印鑑不要化について

平素は、豊橋商工信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当組合は、お客さまの利便性向上のため、取扱店へのご来店による残高1万円未満の預金口座の解約にあたり、お届け出印の押印を不要とする取扱を開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取扱開始日

2022年3月1日（火）

2. 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

※①預金者ご本人さまが手続きされる場合に限りです。

②未成年者の預金口座は、親権者さまの同伴を必須とします。

3. 対象となるお口座

残高1万円未満の普通預金口座（無利息型普通預金を含む）、総合口座、
貯蓄預金口座、納税準備預金口座

※口座に付随するご契約の状況等により、ご対応できない場合がございます。

4. 対象となるお取引

取扱店窓口でお申出いただく対象口座解約取引

5. ご持参いただくもの

- ・通帳、キャッシュカード（カードが発行されている場合のみ）
- ・顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）

以上